



消安全第 67 号
令和 2 年 2 月 26 日

各都道府県・政令指定都市
消費者行政担当課長 殿

消費者庁消費者安全課長

食品に関するリスクコミュニケーションの
取組の推進について（お知らせとお願い）

各地方公共団体におかれましては、日頃より消費者庁の推進する消費者行政への御理解と御協力をいただきありがとうございます。

このうち、食品にあっては、近年、食品流通の広域化やソーシャルメディアの普及などが進む中、食の安全を脅かす事案や根拠の無い情報による消費者の混乱が生じています。このような中、消費者が食品の安全性の確保に関する知識と理解を深め、自らの判断で主体的な消費行動を行うためには、食品に関するリスクコミュニケーションの取組をより一層推進する必要があります。

消費者庁では、従来から食品に関するリスクコミュニケーションに取り組んでおり、この一環として、令和 2 年度も別紙 1 のとおり地方公共団体等が行うリスクコミュニケーションの取組に対する協力、支援等を行うこととし、その事務に関する要領を別紙 2 のとおり定めました。

各御担当におかれましては、令和 2 年度に食品の安全性の確保に関する講演会、意見交換会、研修等を計画される際に、消費者庁との連携について御検討いただきますようお願いいたします。

なお、食品に関するリスクコミュニケーションを担当する部課等が別にある場合には、本通知の回付をお願いいたします。

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者安全課 食品安全班

TEL : 03(3507)9280 (直通)

E-mail : g.anzenshoku@caa.go.jp

1. 協力、支援等の対象となるリスクコミュニケーション

- (1) 消費者を対象とする食品安全に関する講演会、意見交換会等（参加者がおおむね100名を超える講演会、意見交換会だけでなく、取組の目的や内容によっては小規模の意見交換会等も対象となり得ます。）
- (2) 食品安全について情報提供・情報発信できる人材（リスクコミュニケーター等）を養成する研修等
- (3) 多数の参加者が見込めるイベント等において食品安全に関する情報を発信する取組等

2. 協力・支援等の例

	消費者庁が共催*する取組	消費者庁が共催*しない取組
講師	<ul style="list-style-type: none"> ・講師の紹介 ・講師に係る旅費及び謝金の負担 (議題によっては消費者庁職員を講師として派遣することも可能) 	<ul style="list-style-type: none"> ・講師の紹介 (議題によっては消費者庁職員を講師として派遣することも可能)
会場	<ul style="list-style-type: none"> ・会場借料の負担 (上記1(3)の取組における出展費用等は除く。) 	—
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーション参加者に配布する資料の提供 「食品と放射能Q&A」、「健康食品Q&A」等 ・意見交換会のシナリオ例や人材養成研修の実施マニュアル等の提供 ・過去に実施したリスクコミュニケーションの事例紹介 ・リスクコミュニケーションの企画、運営等に対する助言 	

※共催の対象となり得るリスクコミュニケーションの取組には条件があります。

詳しくは別紙2の要領を御覧いただくとともに、消費者庁消費者安全課にお問い合わせ願います。

3. 留意事項

- (1) 開催日までの期間が短い場合等は、協力・支援等の御要望に添えないことも想定されるので、十分な時間的余裕をもって御相談願います。
- (2) 消費者庁が共催するリスクコミュニケーションの取組では、旅費及び謝金の負担の有無にかかわらず、講師の選定について事前に消費者庁へ協議していただきます。
- (3) 消費者庁が共催するリスクコミュニケーションの取組であっても、取組の周知、参加者の募集、当日の受付や進行等の運営については、この取組を企画・主催する地方公共団体等が主体的に実施することになります。
- (4) 消費者庁が共催するリスクコミュニケーションの取組であっても、開催に係る諸経費等については、この取組を企画・主催する地方公共団体等が相応の負担をすることが基本となります。
- (5) 消費者庁が派遣する講師に係る旅費や謝金、会場借料の負担については、予算の範囲内で実施するものであることから、消費者庁が共催するリスクコミュニケーションの取組全てについて負担を約するものではありません。
- (6) 消費者庁が負担する講師に係る旅費及び諸謝金については、消費者庁の規程に従って算出した金額となります。

地方公共団体等が実施する食品に関するリスクコミュニケーション等への
協力、支援等に係る事務要領

令和2年2月26日
消費者庁消費者安全課

1 趣旨

この要領は、地方公共団体等が行う食品の安全性の確保に関する意見交換会、シンポジウム、研修、その他食品の安全性の確保に関する消費者の知識と理解の増進に向けた取組（以下「リスクコミュニケーション等」という。）に対し、消費者庁が協力、支援等（「消費者庁の後援等名義及び祝辞等に関する規程」（平成21年消費者庁訓令第9号）に基づく後援、協賛、賛助、監修等の名義の使用を除く。以下「協力等」という。）を実施する際の事務手続等について定めるものとする。

2 協力等の内容

消費者庁は、地方公共団体等が行うリスクコミュニケーション等について、次に掲げる協力等を行うことができる。

- ア 共催
- イ 講師紹介、講師派遣
- ウ 企画・運営に関する助言
- エ 資料提供

3 主催者及び関係者に関する基準

協力等の対象となるリスクコミュニケーション等の主催者は、次のいずれかに該当し、かつ、主催者及び関係者が信用し得る者とする。

- ア 地方公共団体
- イ 公益法人（宗教法人を除く。）、特定非営利活動法人又はこれに準ずる団体であつて、食品衛生、食育等に関する事業を行うことを主たる設立目的とし、次の（ア）から（ウ）までに適合する者
 - （ア）主催者の存在が明確であり、継続的な活動実績を有し、事業遂行能力が十分に
あると判断されるものであること
 - （イ）規約、会則等の定めがあり、団体意思が明らかであること
 - （ウ）反社会勢力等との関係を有しないこと
- ウ ア及びイに掲げる者に準ずると認められる者

4 共催の内容に関する基準

共催の対象となるリスクコミュニケーション等の内容は、次に適合するものとする。

- ア 消費者庁が推進する食品の安全性の確保に関する消費者の知識と理解の増進に
寄与するものであること
- イ 行事等の所要経費についての資金計画が適切なものであること

- ウ 「3 主催者及び関係者に関する基準」のイ又はウに該当する法人又は団体が主催するリスクコミュニケーション等にあつては、一般消費者に原則無償で公開されるものとし、かつ、当該法人又は団体の会員でない者の参加が過半を占めると見込まれるなど、特定の者の利益が図られるおそれのないものであること
- エ 事故防止及び公衆衛生のための措置が十分に講じられているものであること

5 共催の申請手続

消費者庁との共催を希望するリスクコミュニケーション等の主催者（以下「申請者」という。）は、当該リスクコミュニケーション等の1か月前までに第1号様式の共催承認依頼書（以下「承認依頼書」という。）に次に掲げる関係資料を添付し、消費者庁消費者安全課に申請するものとする。

- ア リスクコミュニケーション等の概要（目的、日時、場所、参加者、内容、他の主催等の団体（申請中のものを含む。）等）を明らかにする書類（実施要領等）
- イ 経費の収支予算書
- ウ 主催者が民間団体である場合には、定款又は寄付行為、会則、役員名簿、活動状況等その団体の性格及び内容を明らかにする書類
- エ その他必要な書類

6 共催承認の通知

- (1) 消費者庁は、「5 共催の申請手続」の規定による承認依頼書の提出があつた場合において、共催を承認するときは第2号様式の共催承認通知書（以下「承認通知書」という。）により、承認しないときはその旨を書面により申請者に通知する。
- (2) 消費者庁は、共催の承認に当たり、必要な指示又は条件を付することができる。
- (3) 申請者は、(1)の承認通知書による通知を受けるまでは、いかなる文書、印刷物等にも消費者庁の名義を記載することができない。ただし、消費者庁が特に認める場合はこの限りでない。

7 共催承認の取消し

消費者庁は、共催を承認したリスクコミュニケーション等について、次のアからエまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、共催の承認を取り消すことができる。

- ア 申請者及びリスクコミュニケーション等の内容が、承認依頼書及び関係資料に記載された内容と異なっていること
- イ 「6 共催承認の通知」の(2)の規定により付された指示又は条件に違反すること
- ウ 「6 共催承認の通知」の(3)の規定に反して消費者庁の名義を使用すること
- エ イ及びウに掲げるもののほか、この要領の趣旨に反すること

8 結果の報告

申請者は、「6 共催承認の通知」の規定による承認を受けたリスクコミュニケーション等が終了したときは、開催日から10日以内に第3号様式の事業報告書を消費者庁消費者安全課に提出するものとする。

9 事務主管課

リスクコミュニケーション等の共催に係る承認事務は、消費者庁消費者安全課において行う。

10 その他

この要領に定めるもののほか、地方公共団体等が行うリスクコミュニケーション等に対する消費者庁の協力等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

11 施行日

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

共催承認依頼書

消費者安全課長 殿

(団体等の住所) 〒

(団体等の名称)

(代表者の氏名)

印

次のとおり貴庁との共催による事業を開催したく、必要書類を添えて申請いたします。

1. 事業名称	
2. 事業目的	
3. 主催者	
4. 依頼内容	
5. 開催日	
6. 開催場所	
7. 参加予定人数	
8. 特記事項	

- 【添付書類】(1) 主催する団体の規約及び組織の資料(地方公共団体の場合は添付不要)
(2) 共催を希望する事業に関わる実施要領及び経費の収支予算書(別紙)
(3) 前2号に掲げるもののほか、共催を希望する事業実施に関わる資料

収支予算書

(共催申請者)

1 収入

項目	金額 (円)	備考
(1) 活動費		
合計		

2 支出

項目	金額 (円)	備考
(1) 活動費		
(2) 講師旅費 (委員等旅費)		
(3) 講師旅費 (消費者庁旅費)		
(4) 講師謝金 (諸謝金)		
(5) 印刷・その他運営費等		
合計		

第2号様式

消 安 全 第 ○ ○ 号
年 月 日

殿

消費者安全課長



共催承認通知書

〇〇年〇月〇日付け〇〇〇〇〇で申請のあった件については、消費者庁の共催を承認することとしましたので、通知します。

なお、事業計画に変更等があった場合は、必要な書類を添付して直ちに届け出るとともに、事業終了後は、別添様式を用いてその結果を速やかに報告されるようお願いいたします。

以上

事業終了報告書

(共催申請者)

区分	内容
開催事業名	
共催者	
開催年月日時間	
開催場所	
参加人数	
事業の進行概要 ^{※1}	
主な登壇者	
その他の特記事項	
会場での主な質問・意見	
収支決算報告 ^{※2}	

※1 当日の配布資料等の添付をもって記載に替えることができる。

※2 当該事業に要した金額を収支決算報告書（別紙）等にて報告すること。

問合せ先	団体名： 担当者名： 電話番号：
------	------------------------

収支決算報告書

(共催申請者)

1 収入

項目	金額 (円)	備考
(1) 活動費		
合計		

2 支出

項目	金額 (円)	備考
(1) 活動費		
(2) 講師旅費 (委員等旅費)		
(3) 講師旅費 (消費者庁旅費)		
(4) 講師謝金 (諸謝金)		
(5) 印刷・その他運営 等		
合計		